



埼玉県報

第 511 号
令和 6 年(2024 年)
4 月 30 日
火曜日

目次

告示

- 指定納付受託者の指定 (情報システム戦略課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額 (人事課)
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額 (人事課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の辞退の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分 (建設管理課)
- IC 運転免許証追記端末装置等の賃貸借に関する入札公告 (会計課)

令和6年(2024年)4月30日

- 警察署サーバ等機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 非常時映像伝送システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 023行改第303号行田浄水場監視制御設備等更新工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告示

埼玉県告示第四百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料等の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 サービスの名称、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

サービスの名称	指定納付受託者の事務所の所在地、 名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県電子申請・ 届出サービス	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕	令和六年四月一日 から令和七年三月 三十一日まで

二 指定をした日

令和六年四月一日

告示

埼玉県告示第四百八十六号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和六年四月三十日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和六年四月三十日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

表を次のとおり改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、二六三円	一三、四四二円
二十歳以上二十五歳未満	五、八七二円	一三、四四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二円
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二一、三一四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二円

告 示

埼玉県告示第四百八十七号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、令和六年四月三十日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和六年四月三十日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

告示

埼玉県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
所沢白翔会病院	医療法人社団敬寿会	所沢市山口五〇九五	令和六年四月一日
ライオンズ整形外科クリニック	一般社団法人ARMS	所沢市上山口二一七八一六	令和六年四月一日
本多医院	本多 勇一郎	戸田市上戸田二一一四	令和六年四月一日
ザ・ハートクリニック八潮	中村 龍太	八潮市大瀬三一一五	令和六年四月一日
みずほ台ホームケアクリニック	青柳 龍太郎	富士見市東みずほ台三一一三 一階メデイックビル二階	令和六年四月一日
MCクリニック	松本 栄直	三郷市早稲田一一八一一 九	令和六年三月一日

本店	あけぼの薬局 北	新座中央通り薬局	ドレッジセイムス 株式会社富士薬品	戸田公園	ベストこころ薬局	あつみ薬局上尾店	とまと薬局 深谷	店	のぞみ薬局 所沢	沢店	みらい薬局 西所沢	歯科医院	オーデイー 落合	医療法人社団エー	志木かくや歯科 クリニック	リニック	はせがわファミリ ー歯科	豊春M J 歯科クリ ニック
アル	株式会社イシリ			株式会社ベスト メデイカルライ フ	株式会社ベスト	笹川 裕之	深谷有限会社スケガ ワ	インフォネット 一	株式会社S F・	株式会社	所沢ファルマシスタ	落合 貴史	角屋 貴則	長谷川 信	小池 丈司			
	北本市東間二―八四	新座市東一―一三―七		戸田市下戸田二―二五―九 戸田ハイツ一〇一号室	上尾市栄町一―一七		深谷市上柴町西六―四―一五		所沢市北野新町二―一九―一		所沢市星の宮一―一七―九	秩父市相生町八―九	新座市東北二―三四―一二 グランデイル一F	志木市幸町一―八―五〇東京 電力パワーグリッド志木支社 一F	春日部市下蛭田二四九―一			
一日	令和六年三月	令和六年四月		令和六年四月	令和六年四月	令和六年四月	令和六年四月	一日	令和六年四月	一日	令和六年三月	令和六年三月	令和六年四月	令和六年三月	令和六年四月	一日		

訪問看護ステーション エル	株式会社シーヒューマン	上尾市中分二―一九一	令和六年三月一日
ファミリリーナース所沢	株式会社Liily	所沢市山口一八三―一ザ・フロレス二階二〇二号室	令和六年三月一日
訪問看護ステーションかえで行田	株式会社アクテイ群馬	行田市緑町八―四一	令和六年三月一日
訪問看護ステーション らしさ	株式会社 Tortal support life	加須市南小浜五四―一八	令和六年三月一日
ホームズ訪問看護ステーション寄居	株式会社ホームズ訪問看護	大里郡寄居町寄居九七八―四	令和六年三月一日
訪問看護ステーション暖輪	株式会社浪漫	坂戸市芦山町七―九芦山ハイツ二〇三号室	令和六年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
富澤 大輝		ライフスター	さいたま市見沼区東大宮七―三一―一―二〇一	令和六年四月二日
齋藤 郁恵		訪問マツサージ KEIROW 所沢ステーション	所沢市東所沢和田三―五―一―二〇六	令和六年四月一日
畦上 高弘		しげた鍼灸接骨院	春日部市樋堀二七―一―一	令和六年三月二十一日

船岡 徹	畠山 一	嶋崎 雅也
やまと治療院	フレアス在宅マ ッサージ埼玉富 士見施術所	訪問鍼灸マツサ ージ K E i R O W 久喜ステ― ション 六
オール二〇三	富士見市針ヶ谷二―三二― 一 グランドハイツ二〇二	久喜市久喜中央二―四―二 コバヤシハウス二〇三
令和六年四月 一日	令和六年三月 一日	令和六年四月 一日

告示

埼玉県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
ユニスマイル薬局 小手指店	名 称	ステラ薬局	ユニスマイル薬局 小 手指店
アイン薬局 草 加センター店	名 称	草加センター薬局	アイン薬局 草加セン ター店
訪問看護ステー ション OHAN	所 在 地	上尾市小泉二一二四 ―二―二〇三	上尾市上―一二七― 三六

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
児玉 朋美	施 術 所	名 称	こだま鍼灸マッサー ジ治療院	訪問こだま鍼灸マッ サージ治療院

伊藤 勝広		新井 花歩		小西 哲次
施術所		施術所		施術所
所在地	名称	所在地	名称	所在地
東京都江東区東陽 三―一〇―四林ビ ル2階	ボンズシップ訪問マ ッサージ	上尾市浅間台四― 二三―一〇アヴァン セ上尾二〇六	フレアス在宅マッサ ージ上尾施術所	川口市栄町一―一 〇―一〇クローネ川 口六〇五
東京都中野区東中 野一―一三―二八 アールム東中野三〇 二	MAHALO訪問鍼 灸マッサージ院	富士見市針ヶ谷二 ―三二―一―グラ ンドハイツ二〇二	フレアス在宅マッサ ージ埼玉富士見施 術所	川口市西青木二― 一七―一五アリエッ タ・イースト三〇八

告 示

埼玉県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
松本クリニック	三郷市早稲田二―二―一〇MMCビル 四F	令和六年二月二十 九日
志木耳鼻咽喉科医院	新座市東北一―一三―三	令和四年十二月二 十三日
波多野歯科医院	草加市高砂一―三―一―三F	令和六年二月十三 日
あつみ薬局上尾店	上尾市川一―二九―八	令和六年二月二十 九日
みらい薬局 西所沢 店	所沢市星の宮一―一七―九	令和六年二月二十 九日
スギ薬局 草加店	草加市草加三―四―三	令和六年二月二十 九日
イオン薬局 新座店	新座市東北二―三二―一二	令和六年三月十一 日

あけぼの薬局 北本
北本市東間二―八四
令和六年二月二十九日

告示

埼玉県告示第四百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 慈真会 相原医院	鴻巣市関新田一九〇―一	令和六年五月十日
医療法人社団エーオ ―デイー 落合歯科 医院	秩父市相生町八―九	令和六年四月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		辞退年月日
		名称	所在地	
高橋 佑太		東 マッサージレイ ス治療院 練馬 ―六ア―バン プレス一 号館 一〇一 号室	東京都練馬区北町七―一二	令和六年四月 二十二日

告示

埼玉県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
訪問看護ふくしのまち上尾	上尾市老丁目北一〇―三	令和六年四月三十日
しらかば訪問看護ステーション	深谷市宿根五〇四―六	令和六年四月一日

告示

埼玉県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	ホーム下新倉	
所在地	和光市下新倉 一五一三一	
開設者名	社会福祉法人 翠生会	
サービスの種類	認知症対応型 共同生活介護	介護予防認知 症対応型共同 生活介護
指定年月日	令和六年二月一 日	

告示

埼玉県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
神川町訪問介護ステーション	事業所所在地	児玉郡神川町関口九二―一	児玉郡神川町植竹九〇〇―一	訪問介護
医療法人眞美会 麻見江ホスピタル	事業所名	医療法人翠心敬愛病院	医療法人眞美会 麻見江ホスピタル	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
ニチイケアセンター 熊谷	事業者名称	医療法人翠心会	医療法人眞美会	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防訪問入浴介護
	事業所所在地	熊谷市肥塚四―一六一	熊谷市玉井一―五三	

ケアプランわせだ		リハビリデイ上尾ひまわり		豊里介護サービス	
事業所所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所名称	事業所所在地	事業所所在地
三郷市早稲田 四二七 岡田アパート B一六	三郷市早稲田 四二七 岡田アパート B一六	上尾市小泉四 一九一	株式会社ひまわりケアサポート	深谷市血洗島 三五二四	深谷市血洗島 三五二四
三郷市早稲田 五二〇五	三郷市早稲田 五二〇五	上尾市小泉六 三三一	リハビリデイ上尾ひまわり	深谷市国済寺 三〇五三	深谷市国済寺 三〇五三
居宅介護支援		通所介護		居宅介護支援	

告示

埼玉県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		医療法人社団庄和会 庄和中央病院	
所在地		春日部市上金崎二八	
サービスの種類		介護療養型医療施設	
短期入所療養介護	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問リハビリテーション	訪問看護
平成十七年十月一日	平成三十年十月三十一日	平成二十四年八月三十一日	

医療法人社団敬寿 会 わらび北町病 院		医療法人眞美会 麻見江ホスピタル		医療法人三光会 そのべ病院		秩父生協病院			秩父第一病院			医療法人靖和会 飯能靖和病院		医療法人社団協友 会 吉川中央総合 病院	
蕨市北町一―二 四―五		比企郡鳩山町大 橋一〇六六		本庄市千代田三 ―四―二		秩父市阿保町一 ―一―一			秩父市中村町二 ―八―一四			飯能市下加治一 三七―二		吉川市平沼一―一	
介護予防短期入 所療養介護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	介護予防短期入 所療養介護	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	短期入所療養介 護	介護療養型医療 施設	
令和六年三月三十 一日		平成二十二年三月 三十一日		平成十七年十月一 日		平成三十年三月一 日			平成二十年九月三 十日			令和六年三月三十 一日		平成二十四年九月 一日	

医療法人寿鶴会 菅野病院							ピッラ・ベッキア 在宅介護支援セン ター			老人保健施設ビッ ラ・ベッキア				所沢市医師会ヘル パーステーション		ファームイン	豊里介護サービス
和光市本町二八 ―三							秩父市寺尾二七 四四			秩父市寺尾二七 四四				所沢市上安松一 二八三―四		新座市畑中一 一〇―八	深谷市血洗島三 五二―四
介護予防訪問看 護	介護予防居宅療 養管理指導	介護予防訪問リ ハビリテーション	短期入所療養介 護	居宅療養管理指 導	訪問リハビリテ ーション	介護療養型医療 施設	居宅介護支援	介護予防短期入 所療養介護	介護予防通所リ ハビリテーション	介護老人保健施 設	短期入所療養介 護	通所リハビリテ ーション	訪問介護		訪問介護	訪問介護	
令和六年三月三十 一日							平成三十一年四月 一日	令和六年三月三十 一日	令和六年三月三十 一日				令和六年一月三十 一日		令和五年十二月三 十一日	平成二十七年九月 三十日	

告 示

埼玉県告示第四百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和六年四月二十四日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

関根建設株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本島六百四十七番地

ハ 代表者の氏名

関根 優

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―三）第一八九五八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年五月九日から同年五月二十三日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

関根建設株式会社は、令和五年三月十六日に締結した杉戸町発注の工事に関し、令和五年九月二十日から令和六年一月九日までの間、当該工事について資格要件を有する主任技術者が不在であった。

このことは建設業法第二十六条第一項に違反し、同法第二十八条第三項（同条第一項第二号該当）に該当する。

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

I C 運転免許証追記端末装置等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許
本部運転免許課免許登録係 電話048-543-2001 内線252

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前11時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月11日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前11時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月12日（水）午前11時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月5日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和6年6月5日（水）午後3時までに3(3)の場所に提出し、上記2(5)に定める競争入札参加資格の確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 5 月 7 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of IC driver's license information updating device.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 11:25 a.m. June 12, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. June 11, 2024 In person; 11:25 a.m. June 12, 2024
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察署サーバ等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月11日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月12日（水）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月5日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和6年6月5日（水）午後3時までに3(3)の場所に提出し、上記2(5)に定める競争入札参加資格の確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 5 月 7 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Server for police network system.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m. June 12, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. June 11, 2024 In person; 10:25 a.m. June 12, 2024
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員情報総合管理システム用サーバ等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年12月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警務部警務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警務部警務課人事第一係 電話048-832-0110 内線2491

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前10時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月11日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前10時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月12日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月5日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和6年6月5日（水）午後3時までに3(3)の場所に提出し、上記2(5)に定める競争入札参加資格の確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 5 月 7 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Server Device etc. for Personnel Information Management System.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:55 a.m. June 12, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. June 11, 2024 In person; 10:55 a.m. June 12, 2024
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第五百号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

非常時映像伝送システムの賃貸借 2セット

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年10月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部警備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警備部警備課 電話048-832-0110 内線5744

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前9時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月11日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年6月12日（水）午前9時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年6月12日（水）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年6月5日（水）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和6年6月5日（水）午後3時までに3(3)の場所に提出し、上記2(5)に定める競争入札参加資格の確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年 5 月 7 日 (火) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of Emergency Video Transmission System
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:55 a.m. June 12, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. June 11, 2024 In person; 9:55 a.m. June 12, 2024
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県公営企業告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年四月三十日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

- 1 落札に係る建設工事の名称
023行改第303号行田浄水場監視制御設備等更新工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県行田浄水場総務部総務担当 埼玉県行田市大字小針1632番地
- 3 落札者を決定した日
令和6年2月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
- 5 落札金額
3,839,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年12月22日

告 示

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年四月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和六年五月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について